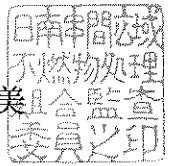


日南広不燃監発第 21 号  
令和 6 年 3 月 15 日

日南串間広域不燃物処理組合管理者 高 橋 透 様

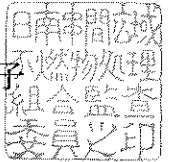
日南串間広域不燃物処理組合監査委員

渡 邊 秀 美



日南串間広域不燃物処理組合監査委員

柿 原 聡 子



定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度の定期監査を次の  
とおり実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

令和5年度  
定期監査報告書

日南串間広域不燃物処理組合監査委員

日串広不燃監発第 21 号  
令和 6 年 3 月 15 日

日南串間広域不燃物処理組合管理者 高 橋 透 様  
日南串間広域不燃物処理組合議会議長 坂 中 喜 博 様

日南串間広域不燃物処理組合監査委員 渡 邊 秀 美

日南串間広域不燃物処理組合監査委員 柿 原 聡 子

#### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度の定期監査を次のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

# 定期監査報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査  
(地方自治法第 292 条による規定の準用)

## 2 日南串間広域不燃物処理組合監査基準への準拠

日南串間広域不燃物処理組合監査基準に準拠し、監査を実施した。

## 3 監査の対象

日南串間広域不燃物処理組合

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- (1) 収入、支出に係る事務は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- (2) 契約に係る事務は適正に処理されているか。
- (3) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は適正に行われているか。

## 5 監査の実施内容

監査にあたっては、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営について、関係書類の照合、調査、確認を抽出の方法(試査)により行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

なお、本監査は、令和 5 年 3 月 14 日告示の日南串間広域不燃物処理組合監査基準により令和 5 年度から開始するものであり、財産、備品の管理状況については、令和 6 年度から監査を行うこととする。

## 6 監査の実施場所及び日程

実施場所 : 監査委員事務局執務室

日 程 : 令和 5 年 7 月 7 日～令和 6 年 2 月 29 日

## 7 監査の結果及び意見

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業については、関係法令等に準拠して執行されており、適正に処理されているものと認められた。

なお、改善を要する軽微な事項については、その都度指導を行い、記述を省略した。

日南串間広域不燃物処理組合の一般廃棄物最終処分場は、供用開始後 26 年が経過し、施設の老朽化が進行している。埋立状況については、資源化の推進、リサイクルプラザの稼働等により、年間の埋立量が当初計画より大幅に減少しており、今後 25 年程度は利用可能と見込まれている。今後も施設の安全管理に万全を期しながら、施設延命化に取り組んでいただきたい。